

広島県告示第五百四十四号

自然公園施設の設置及び管理に関する条例（昭和五十一年広島県条例第二号）別表第四の規定により、野呂山公園施設におけるシャワーその他の設備等の利用料金の範囲を次のように定め、令和元年十月一日から施行する。

なお、平成二十六年広島県告示第二百二十号（自然公園施設の設置及び管理に関する条例の規定による野呂山公園施設におけるシャワーその他の設備等の利用料金の範囲の設定）は、令和元年九月三十日限り、廃止する。

令和元年八月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区 分	単 位	利用料金の範囲
シャワー	三分につき	一五〇円以内